

新司法試験短答過去問集誤植訂正表（憲法）

第1版 2012年 03月 09日

スクール東京出版

ページ	該当箇所		変更前	変更後
	問題番号	場所		
P 2 2	2 3 - 1 4 ウ	⑤の下	—	<p>(別法1) 憲法に関する項目(要件)が、法律に関する項目(要件)と異なっても合憲である。「憲法の形式的最高法規性」の要請からである。</p> <p>(別法2) 第1文は、間接民主制に関する記述(選挙制度)である。第2文は、直接民主制的な記述(国民投票)である。したがって、要件が異なっても、矛盾しない。</p>
P 5 5	上から9行目	—	終局的免権	終局的任免権
P 7 7	1 8 - 3 イ	2行目	必要不可	必要不可欠
P 8 2	1 9 - 1 3 ウ	(1) 1行目	(国家類似説)	(国家類似説・直接適用説の論点)
〃	〃	(1) 2行目	(国家同視説)	(国家同視説・間接適用説の限界／純然たる事実行為による人権侵害の論点)
〃	〃	(1)の (注) と(2)	<p>(注)「国家類似説」「国家同視説」とも、原則として直接適用説に関する論点である。</p> <p>(2)前段の対象は、民間の一般人、一般組織である。後段の対象は、国家的な組織である。対象が異なるので、「見過ごしている」との指摘は当たらない。</p>	(2)「社会的権力の登場による人権侵害の危険性と可能性が増大していることを看過している」とは、むしろ無効力説(無適用説)に対する批判としての指摘に、なりうる。
〃	1 9 - 1 3 エ	(1) 1行目	(1)前段は、直接適用説的な内容である。	(1)前段は、事実上の

新司法試験短答過去問集誤植訂正表（憲法）

第1版 2012年 03月 09日

スクール東京出版

ページ	該当箇所		変更前	変更後
	問題番号	場所		
P 8 2	〃	(1) 3行目 文末	—	「事実上の力関係」からの視点である。
〃	〃	(2) 1文目と 2文目の間	—	「法上の力関係」からの視点である。
P 1 0 0	プ 2 2 - 4	<判例>	最判昭 7. 1 2. 1 5	最判平 7. 1 2. 1 5
P 1 5 4	1 8 - 5	総論	<b>編集の自由</b> (狭義の報道の自由) 対応 「保障する」 (保障の程度) 大 (理由) ①単独で権利（自由）となり得る。 ②基本的権利である。	<b>編集の自由</b> (狭義の報道の自由) 対応 「保障する」 (保障の程度) (理由)
〃	〃	〃	<b>発表の自由</b> 対応 「当然に導かれる」 (保障の程度) 中 (理由) ①単独で権利（自由）となり得ない。 ②派生的原理である。	<b>発表の自由</b> 対応 「当然に導かれる」 (保障の程度) 大 (理由) ①単独で権利（自由）となり得る。 ②基本的権利である。
〃	〃	〃	<b>知る権利</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報受領権</li> <li>・情報摂取の自由</li> <li>・閲読の自由</li> </ul> </div> 対応 (保障の程度) (理由)	<b>知る権利</b> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報受領権</li> <li>・情報摂取の自由</li> <li>・閲読の自由</li> </ul> </div> 対応 (保障の程度) 中 (理由) ①単独で権利（自由）となり得ない。 ②派生的原理である。

新司法試験短答過去問集誤植訂正表（憲法）

第1版 2012年 03月 09日

スクール東京出版

ページ	該当箇所		変更前	変更後
	問題 番号	場所		
P 1 8 1	2 1 - 9 イ	—	種類の流通過程	酒類の流通過程
P 3 8 8	2 3 - 2 0 ア	(2)	地方の事情	地方の実情